⑸　貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するトラクタのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑵において「トラクタ平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両総重量が20トン以下のトラクタ	3.09
2　車両総重量が20トン超のトラクタ	2.01

⑹　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成34年４月１日に始まり平成35年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）」を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑶において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑶において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率
燃料の種類	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
揮発油又は軽油		741キログラム未満	構造Ａ	28.1
		741キログラム以上 856キログラム未満		25.0
		856キログラム以上 971キログラム未満		22.7
		971キログラム以上 1,081キログラム未満		20.8
		1,081キログラム以上 1,196キログラム未満		18.5
		1,196キログラム以上		16.9
揮発油又は軽油	手動式	741キログラム未満	構造Ｂ	21.0
		741キログラム以上 856キログラム未満		20.4
		856キログラム以上 971キログラム未満		19.9
		971キログラム以上 1,081キログラム未満		19.4
		1,081キログラム以上 1,196キログラム未満		16.7
		1,196キログラム以上 1,311キログラム未満		15.1
		1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		13.9
		1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		12.9
		1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		12.1
揮発油		1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		11.5
		1,761キログラム以上		11.0
揮発油又は軽油	手動式以外のもの	741キログラム未満		20.4
		741キログラム以上 856キログラム未満		19.8
		856キログラム以上 971キログラム未満		19.2
		971キログラム以上 1,081キログラム未満		18.7
		1,081キログラム以上 1,196キログラム未満		16.3
		1,196キログラム以上 1,311キログラム未満		14.7
		1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		13.5
		1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		12.5
		1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		11.7